

令和8年度体制届、指定(更新)申請の提出等について

令和8年3月
岐阜県障害福祉課

内 容

1. 令和8年度当初の体制届の提出について

(対象:全サービス)

2. 令和8年度以降の指定(更新)申請・変更届の様式について

(対象:全サービス)



1. 令和8年度当初の体制届の提出 について



年度当初に必要な届出

- 介護給付費及び障害児給付費等算定に係る体制等に関する届出書（体制届）の提出が必要となる加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、通常、届出が毎月の15日以前に提出された場合には翌月から、16日以降に提出された場合には翌々月から算定を開始することとされています。
- ただし、前年度または前年度末日の実績に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるものについては、県が指定する期限までに届出があり、要件等の不備がなく受理可能となれば、4月1日からの算定を認めることとしています。
- 前年度の実績が報酬・加算の算定要件とされているものについては、年度当初において必ず自己点検を行うとともに、その結果、変更が生じる場合は、県が指定する期日までに届け出てください。
- 届出の有無に関わらず、前年度実績に基づいた自己点検の結果の資料は、運営指導等において必要に応じて提出を求められますので、適切に保管してください。

提出期限：令和8年4月15日(水) ※消印有効

提出先：事業所所在地が岐阜圏域 → 岐阜地域福祉事務所(OKBふれあい会館内)

事業所所在地が岐阜圏域以外 → 県庁 障害福祉課 事業所指導係

※ 年度当初に自己点検が必要な報酬・加算等については、令和8年3月末の通知を確認



分類から
さがす



目的から
さがす



カレンダーから
さがす



組織から
さがす



検索して
さがす

くらし・防災
環境

子ども・女性
医療・福祉

産業・農林水産
労働・観光

社会基盤
まちづくり

教育・文化
スポーツ・青少年

県政情報

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [子ども・女性・医療・福祉](#) > [障がい者](#) > [法令・計画等](#) >> 指定事業者の皆さまへR7

🔊 重要なお知らせ

[岐阜県議会答弁速報](#)

[国道158号（高山市丹生川町）の通行止めについて](#)

指定事業者の皆さまへR7

記事ID：0426453 2026年3月17日更新 🗨 障害福祉課 🖨 印刷ページ表示 🗨 大きな文字で印刷ページ表示

このページを見ている人は
こんなページも見ています

[岐阜県福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援補助金事業（障害福祉課）](#)

通知等

県ホームページ（指定事業者の皆様へR7）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/426453.html>

2. 令和8年度以降の指定(更新)申請・ 変更届の様式について



- 障害福祉サービス等事業者が県に対して行う指定申請等の手続については、これまで県独自様式を用いて申請等を行っていただきましたが、令和8年4月以降、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式等(標準様式)により行うこととされました。
- これに伴い、令和8年4月1日以降に指定申請(新規)、指定更新申請、変更届を県(障害福祉課・岐阜地域福祉事務所)へ提出いただく際には、標準様式を用いていただきますよう、よろしくお願ひします。(標準様式は、県ホームページに掲載)
なお、指定(更新)申請や変更届に添付する書類に変更はありません。

【国ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/seisansei/youshiki.html

【県ホームページ(申請・様式集)】

障害者総合支援法関係 : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/578.html>

児童福祉法関係 : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8617.html>

指定更新関係 : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8999.html>

留意事項 (対象サービス:居宅介護・同行援護・行動援護・短期入所・重度障害者等包括支援)

- 障害福祉サービス事業のうち、障害児者を対象としている居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所及び重度障害者等包括支援(児者共通サービス)について、サービスを提供する事業者のうち、障害児にサービスを提供する(見込む場合も含む。)事業者を自治体が把握できるように、指定申請する際の申請事項に「障害児対象事業の該当の有無」と「利用する障害児の推定数」が追加されました。
- 指定の更新申請(6年ごと)を行う場合や、あらたに障害児を対象とする場合についても、同様に、「利用する障害児の推定数」を更新申請書や変更届出書に記載してください。
- 令和8年4月1日以前より障害児にサービスを提供する事業者については、「利用する障害児の推定数」について新たに変更届を提出していただく必要はありません。



